なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和３・４年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和３年12月24日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、令和４年１月16日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　防衛省における令和３・４年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は830点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積2,500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。②離島において、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶの場合は、ＪＶ代表者以外の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積700㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。②離島において、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶ代表者又は他の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　建設業法の建築一式工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件

①　構成員の数が２者の場合、全ての構成員が、30％以上の出資比率である。

②　構成員の数が３者の場合、全ての構成員が、20％以上の出資比率である。

⑷　代表者の要件　代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「石垣島（３補）宿舎新設建築追加工事（その１）○○○建設・○○○建設・○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

石垣島（３補）宿舎新設建築追加工事（その２）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和３年12月24日

沖縄防衛局長　小野　功雄

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

１　工事名　石垣島（３補）宿舎新設建築追加工事（その２）

２　工事場所　石垣市街

３　工事概要　本工事は、石垣市内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。

１．宿舎　新設（ＲＣ－４／延床面積約4,727㎡）（仕上工事の一部）

なお、本工事の躯体工事及び仕上工事の一部は、別途工事により、現に施工中である。

４　工期　令和４年12月25日まで。

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線160）

⑵　申請書の入手方法　すべて、電子データで交付を行う。なお、通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼する。依頼方法は、入札公告４⑵オに記載のとおり。

⑶　交付期間　令和３年12月24日から令和４年２月24日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後６時まで。最終日は正午まで。

⑷　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。